農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積					採草放牧地面積	
		(m²)	田		畑	樹園地	(m²)	
所有地	自作地							
	貸付地							
		55大 143	<u> </u>	地	且目	工年 (_2)		
		所在•地看	₽	登記簿	現況	· 面積(m²)	状況•理由	
	非耕作地							
		農地面積	_				採草放牧地面積	
		(m^2)	田		畑	樹園地	(m^2)	
所有地	借入地							
以外	貸付地							
の 土				地目				
Life	所在·地番		K	登記簿 現況		面積(m²)	状況•理由	
地		所仕・地名 	Ħ*	登記簿	現況	四位(加)		

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
 - なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する 土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「~であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

従事す	る者の数	等の状況		帯員等の機	後械の所有	の状況、農	作業に
(1)作付(予定)化	田	グ作が田積	畑		樹園	園地	採
作付(予定)作物							

1	(2)	+	典継	目	∇	は家畜

権利取得後の 面積(m²)

	種類			
数量				
確保しているもの	所有 リース			
作体しているもの	リース			
道太子宗のもの	所有 リース			
導入予定のもの	リース			
(資金繰りについ	て]			

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、 馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。) 等資金繰りについても記載してください。
- (3)農作業に従事する者
- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 農作業暦○○年、農業技術修学暦○○年、その他(

② 世帯員等その他 常時雇用している	現 在:	(農作業経験の状況:)
労働力(人)	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現 在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離	
又は時間	

4 権利を取得しよう	とする者又は E居及び生計を	その世帯員等	幹のその行う耕作 る	ある場合のみ記載してくだ。	要な農作業へ	
農作業に従事する 者の氏名	年 齢	主たる職業	権利取得者との 関係(本人又は 世帯員等)	農作業への年間 従事日数	備	考
(記載要領)備考欄には、農作る者が、その行う耕食○を記載してください。	作又は養畜の			肴がいない場合に、₹ 業がある限りこれに	- / - / / / / /	, ,
<農地法第3条第2項						
			帯員等の権利取得 ける農地の面積の	身後における経営面積 ⇔卦	ਗ状況(一月	投)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			得しようとする農地			(m^2)
(2) 権利取得後(こおいて耕作	又は養畜の事	事業に供する採草	放牧地の面積の合計		
(権利を有する	採草放牧地の面	積+権利を取得	しようとする採草放牧	地の面積) =		(m^2)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)

<農地法第3条第2項第2号関係>(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

3 信託契約の内容(信託の引受により権利が取得される場合のみ記載してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもの である。 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によ りその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき 農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その 交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。 (「所要の面積」とは、50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。) 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は 採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地 につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利 を取得するものである。 <農地法第3条第2項第6号関係> 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人 等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに 印を付してください。 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧を することができないため一時貸し付けようとする場合である。 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合 である。 その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培す ること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。 (表作の作付内容= 、裏作の作付内容=) □ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合で ある。

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに

印を付してください。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は 養畜の事業への支障等について記載してください。)

大田 2 7 7	12 2017 13 (12 2)	くによりてくたこと	0 /	

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が 農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

9		たの法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は 名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事		に常時従事する者の
	(1)) 氏名		
	(2))役職名		
	(3)) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況		
		その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う	期間:年	か月
		そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年	_	 か月(直近の実績)
		年		- か月(見込み)
Ш	性7	殊事由により申請する場合の記載事項		_
10		<u> </u>	[の記載事項	頁のうち指定の事項を
		載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容		
(1)	D	J下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。		
		その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第	第89号)第26	69条の2第1項の地上
		権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合	Ima	
		(事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の 「事業・計画の内容」欄の記載してください。)	概要と関係権権	引者との調整の状況を
		農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規	日学士で申業	*な行る典类协同知合
		表来場向組占伝(品和22平伝律第132号)第10米第2項に別 若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることによ		
		取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同		
		第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃	賃借権を取得	しようとする場合
		権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合		
		(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受	けたことを証する	る書面を添付してください。)
(2)		以下の場合は、I の1−2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)	、4(常時従	事要件)、5(下限面積
	_	牛)以外の記載事項を記載してください。権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得	しょるしナフ	曲地口及校节技器地
	Ш	権利を取得しようとする有が伝入であって、その権利を取得 における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運		
		又は農事指導のために行われると認められる場合		
		地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)が	その権利を	取得しようとする農地
		又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合		
		教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立さ	られた学校治	去人、医療法人、社会
		福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取	得しようとす	る農地又は採草放牧
		地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認め	められる場合	
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政		
		行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農運党に必要な施設の用に供すると認められる場合	地又は採草	放牧地をその業務の
		運営に必要な施設の用に供すると認められる場合		
(3)	D.	J下の場合は、I の2(農地所有適格法人要件)、4(常時従事!	要件)、5(7	「限面積要件)以外の

(3) 以下の場合は、I の2(農地所有適格法人要件)、4(常時従事要件)、5(下限面積要件)以外の 記載事項を記載してください。

	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
	森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草 放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の 経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
	乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
(留	[意事項]
	上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当して
いる	ることを証する書面を添付してください。 その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協
•	同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議 決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
•	地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその 権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると 認められる場合
(事	業・計画の内容)